

財政局税務部収税課分室設置要綱

制 定 平成 27 年 6 月 1 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 府下の滞納事案について、より一層の積極的な徴収を行い、滞納事案の処理促進や納税者間の負担の公平と収税の確保を図るため、徴収事務等を行う窓口を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 前条の目的を達するため設置する窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 財政局税務部収税課分室

位 置 大阪市北区西天満三丁目 5 番 24 号

大阪府なにわ北府税事務所 5 階 大阪府域地方税徴収機構内

財政局税務部収税課が設置、管理する。

(取扱事務)

第 3 条 大阪市事務分掌規則第 12 条税務部収税課の項第 4 号に規定する業務を取り扱う。

(事務取扱時間及び休日)

第 4 条 事務取扱時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 事務取扱時間

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分

(2) 休日

- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日
- ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）

(職員)

第 5 条 第 3 条の事務を行うため、財政局税務部収税課職員を置く。

(施行の細目)

第 6 条 この要綱の施行細目は、財政局税務総長が定める。

附 則 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。